

AIDSネットワーク横浜 ニュースレター

発行：特定非営利活動法人 AIDS ネットワーク横浜

〒231-0015 横浜市中区尾上町 3-39 尾上町ビル 9 F

TEL : 045-201-8808 fax : 045-201-8809

ホームページ <http://www.netpro.ne.jp/any/>

e-mail : any@netpro.ne.jp



出前講座報告

県立綾瀬高等学校 1 年生

12月8日開催

テーマ：LGBTを取り巻く課題

事務局長 堀尾 吉晴

綾瀬高校では旧同僚が養護教諭という縁でSTI予防の講演を2016年から始め、その後も毎年呼ばれています。今年は7月にSTIの話をしてしましたが、9月に「LGBTの話をしてください」と2度目の呼びかけがありました。

「セクシャルマイノリティ」の講演依頼は初めてです。「STIの話で、HIVはゲイの方の感染が多いことから、セクマイの話をしたからかな?」、「SHIPさんなどの当事者の方からではない話をたまには?」と考えましたが、まあ7年の付き合いですから、「なんでもやるよ」と受けた次第です。電話相談でも、LGBTIの方からは少なくないですから、以下こんな中身で、の紹介をします。

なぜ、今LGBTの話が必要か?

オリンピックに向けて、世界(国連、アムネスティなど)からの指摘がありました。

- ① 日本では、LGBTI関連の法として、ハラスメントを防止する法は無く、性転換を認めるための「性同一性障害者特例法」(2003年)しかない。しかも「障害」という語を用いていて、内容も欧米の法と比べて制限が多い。
- ② 同性婚は認められず、いくつかの自治体が同性カップルに「結婚証明書」を発行するという取り組みを始めたが(2015年)、法的な効力がない。

③ 性分化疾患の方の自殺企図率が高い。

④ 上記のことから、学校現場などでの対策が急がれる。

日本では

国際オリンピック委員会では2014年に「オリンピック憲章」を改訂し、性的指向への差別も禁止しました。日本は開催国としてオリンピック憲章を遵守する姿勢を示したのですが、性的マイノリティを差別から守る法律は作れませんでした。

厚生労働省が2019年に企業1万社に行った調査では、回答は1/4にも満たない2388社で、しかもその1割しか性的マイノリティに配慮する取り組みを実施していませんでした。また性的指向・性自認にかかわるハラスメントの社内規定も3割程度しか作成していませんでした。また、2019年の調査では、10代当事者の47%がいじめにあったと回答しています。

性的少数者の生きづらさ

男女二分化で作られている定型化社会のため、服装・行動・言葉遣い・生活(法制度も含めて日常生活)の困難さがあり、周囲の人の無理解により自分を肯定できない。宗教的な否定や文化的な不寛容(らしさの強制)による生きづらさがある。

性的少数者を肯定する法整備が必要。

当事者の作成したビデオを映写。

すこし昔ののですが、センターあった「先生にできること」というDVDを13分ほど。早稲田大学のRe-Bitという団体が作ったもので、当事者の大学生のトークです。生徒には刺激的だったようで、「印象に残った」の感想が最多でしたかね。

性的少数者への世界での法的な扱い

同性間の合意に基づく性行為に対して、

- ① 同性婚の法的承認をしている国(2種)
- ② 承認も否定もしていない国(日本はここ)
- ③ 犯罪とする国(2種)の5つに色分けした世界地図を投影しました。③はなんと70カ国で、LGBTの人やそう思われる人は逮捕されたり、投獄されることを恐れたりしながら暮らしています。12カ国では死刑です。国連はこうした権利侵害に対して、繰り返し懸念を表明し続けています。2011年には歴史上はじめてLGBTの人権に関する国連決議が採択され、日本も賛成に回りました。

日本憲法の基本的人権

人間が人間らしく生きる権利を「基本的人権」といいます。憲法第11条では、基本的人権がだれからも侵害(しんがい)されない永久の権利として、すべての国民に与えられることを定めています。

日本の現状(アムネスティ)

一人ひとり、置かれている状況は異なりますが、日本でも、LGBTの人たちはさまざまな困難に直面しています。

- ☆ 学校や職場、病院、福祉施設、被災地で差別的な言動を受ける
- ☆ 制度不備や担当者の偏見への不安から、民間や公共サービスを受けられない。
- ☆ 家族や友人、身近な人に理解されず、社会から孤立し、自傷行為に追いやられる。などが決して少なくありません。法の整備が求められています。

日本でも法制化が始まったが

2003年「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が成立し、性別変更

が認められたが、次の6つを満たしたうえで、家庭裁判所の審判が必要です。

- ① 年齢要件 : 20歳以上である
- ② 非婚要件 : 婚姻をしていない
- ③ 子なし要件 : 未成年の子どもがいない
- ④ 不妊要件 : 生殖機能を永続的に欠く状態にある
- ⑤ 外観要件 : 移行する性別の性器に似た外観を備える
- ⑥ 医療要件 : 医師2名以上の性同一性障害の診断書

問題点

- ① 年齢要件 : 幼い頃に自認することも少なくない上、婚姻可能年齢(18歳)と比べて、20歳以上が必要か?
- ② 非婚要件 : 『同性婚』の承認になるから。やむなく離婚しなければならない。
- ③ 子なし要件 : 理由がないとの強い批判。
- ④ 不妊要件 : 不妊手術を強制。2014年5月にWHOからも強い非難勧告。
- ⑤ 外観要件 : 性器の除去や似た形状物の作成…要る?
- ⑥ 医療要件 : 医師2名以上による性同一性障害診断書(保険対象でやむおえないか)

パワハラ、セクハラ、SOGIハラの禁止

2019年5月29日、企業にパワハラ対策をはじめて義務付けたパワハラ関連法(労働施策総合推進法改正案)が可決。この法律の国会付帯決議では、パワハラに関連して、性的指向や性自認を理由とした差別もなくすよう、企業に求めています。

例えば、「ホモっぽくて気持ち悪い」といった差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力などのハラスメントを企業は予防しなければなりません。また、「〇〇さんってレズビアンなんだよ」というように、本人の性的指向や性自認を、本人の同意なしに第三者に暴露してしまう「アウティング」も、同様に予防しなければなりません。

日本で同性婚は?

日本では、同性カップルの法的結婚はできません。

理由は、日本国憲法第24条に「両性の合意のみに基づいて成立」となっています。「両性」を「ふたつの性」と考えることもできなくはないのですが、まだ同性婚は認められていません。

パートナーシップ制度

G7(先進7か国)の中で同性パートナーが法的に認められていないのは日本のみで、LGBTに対しての法整備が遅れています。

ただし地方自治体や企業では同性のパートナーを認める動きも出てきています。

渋谷区や世田谷区では2015年以降、同性パートナー証明書を発行するようになり、その後全国各地で同様の制度が始まっています。(= パートナーシップ制度)

企業でも、同性パートナーを保険金の受取人にできたり、家族割引サービスの対象にする動きを始めています。

神奈川県では政令指定都市と中核都市、旧特例市は全て認めています(横浜市 川崎市 相模原市 横須賀市 平塚市 茅ヶ崎市 大和市 厚木市 小田原市)。他の市町村では藤沢市 鎌倉市 海老名市 座間市 綾瀬市 逗子市 三浦市 南足柄市 寒川町 愛川町 葉山町 大磯町 二宮町 大井町 開成町 松田町 山北町 中井町 清川村。まだのところ 秦野市、伊勢原市、湯河原町、箱根町、真鶴町。

神奈川県内の認定件数(2022年6月現在)は、499組。日本全国では3,168組です。

講演終了後、生徒から多数の質問や感想が寄せられました。

《講演会で印象に残っている内容》

- ・20人に1人はLGBTの人がいること
- ・国によっては死刑になる可能性があること
- ・LGBTでもその他にたくさん種類があることが分かり、その人にかかる言葉でその人が傷つく人がいるからしっかりと言葉を選んで会話することが大事だと思う

《質問へのお答え》—抜粋—

☆ 誰かからLGBTだと告げられたらどういのが正解なのか気になった

☆ 相手にカミングアウトされたら、どう反応すればいいですか

➡ 「そうなんだ。」でいいんじゃない？ 珍しい存在じゃないんだから。

相手との関係や状況にもよるでしょうけど。

☆ そう言う人たちに気づくにはどうしたら良いですか？

➡ 別に気づかなくても…。必要なら言ってくれるだろうし。

☆ 同性結婚を認めると日本の人口が下がっていくけど認める方向に進んでいるのか

➡ 同性婚を認めても認めなくても人口減少には関わりません。子どもを育てやすい環境(賃金・収入の増加、育児経費の補助、育児時間の保障…)が人口増の第一です。世界的にも同性婚を認める方向で進んでいます。



今年度実施済の出前講座

- 6月 9日 横浜市保健所職員へ「相談対応研修」約 40 名
- 7月 5日 県立鶴嶺高校1学年(茅ヶ崎市)STI講演 400 名
- 7月11日 県立綾瀬高校1学年(綾瀬市) STI講演 360 名
- 12月 8日 県立綾瀬高校1学年(綾瀬市) LGBT講演 360 名
- 12月10日 さくらリビング「さくリビほけんしつ」

日時：2022年12月10日（土）15時30分～17時
会場：さくらリビング

〔さくリビ ほけんしつ〕を終えて 中野久恵

高校生など若者を中心とした交流・活動の場所である「さくらリビング」にてカフェ的な学びの場である「さくリビほけんしつ」が開催され、講師として参加しました。この事業は昨年の依頼に続いて2年目の取り組みになります。

当日は横浜AIDS市民活動センターの川島真理子さんと一緒に展示の準備等を行い、個々の来場者に対応しました。パネルや動画を見ながら、多様な性、性感染症予防、避妊、関係性などについて話し合う時間が持てました。

《来場者の感想》

- ・他者との関係性について考え直すきっかけになった。
- ・セクマイに限らず、繊細な感性を持つ人が安心して表現できる社会になればいいと感じました。
- ・普段あまり触れにくいことに、割と自然体で参加できてよかった。
- ・男女のせいきがもともと同じものであることに驚きました。
- ・性のことは知っとなかるとは思っていたけど、わざわざ調べようとは思ってなくてとても良い機会でした。
- ・普段しらなかった知識もあり、見ていて興味深かったです。これからこういったことに対する理解が深まっていくと良いなと感じました。また逆に自分のような高校生はこう言った機会が保健体育の授業ぐらいでしか知ることができないのでとても貴重な経験でした。

12/10(土)15:30~17:00
さくリビ ほけんしつ

—自分のからだどころは自分のもの—
会場：さくらリビング（桜木町駅すぐ）3F 3階多目的室
【協力】横浜 AIDS 市民活動センター

入場無料
予約不要
入場自由
中学生～
お母さん24歳
までの方

自傷を持って生きていく
ために、性に関する知識
を身につけてほしい。希望
の場です。お母さん、お父
さん、先生、友達、中
学生として、お母さんへ、の
書き、中野久恵さん
が読んでいます。

【問い合わせ】公益財団法人よこはまユース さくらリビング（青少年交流・活動支援スペース）
MAIL:kikspace@yokohama-youth.jp TEL:045-263-8020 FAX:045-263-8252

*** 青少年交流・活動支援
スペースさくらリビング**
自習、お茶、仲間との活動な
ど、いつでも一人でも、みんな
と一緒に、ふらっと立ち寄れる
交流の場。青少年のためのス
ペース。

ぴおシティ6F

運営団体：

公益財団法人よこはまユース



* これからの出前講座予定

2月17日 西柴中学校
2月20日 菅田中学校
2月27日 本郷中学校
3月 2日 樽町中学校